

令和 5 年度 柏市障害者就労施設等からの 物品等の調達を推進を図るための方針

柏市は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 趣旨

障害者が自立した生活を送るためには、就労によって経済的基盤を確立することが重要である。

そのためには、障害者雇用を支援するための積極的な対策を図っていくことが重要であるが、加えて、障害者就労施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化するとともに、障害者の工賃水準を向上させることが求められる。

このような観点から、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、需要の拡大を図るものとする。

2 調達方針の適用範囲

この調達方針の適用範囲は、本市の市長部局、行政委員会事務局、教育機関、議会事務局、上下水道局及び消防局とする。

3 調達方針の推進

障害者就労施設等への発注に関して、障害者就労施設等が提供可能な物品、役務の情報を組織全体で共有し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。（別表 1）

4 対象となる障害者就労施設等

この調達方針で優先的に調達することとする障害者就労施設等は、法第 2 条第 2 項及び第 4 項に掲げる次の施設等とする。（別表 2）

5 調達目標

令和5年度目標額	<u>9,942千円</u>
令和4年度実績額	<u>9,468千円</u>

6 調達の推進

- (1) 庁内に向けて、障害者就労施設等が供給出来る物品や役務等の情報を発信するとともに、施設製品の良さを知らうための販売会等を通じ、施設への理解や周知を進め発注促進を図るものとする。
- (2) 障害者就労施設等に向けて、庁内各課の公募情報等の情報提供に努め、需要と供給のミスマッチの解消のためのアドバイス等を行い、受注の拡大を図るものとする。

7 調達実績の集計、公表

調達実績については、法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後速やかに集計し、市ホームページ等により公表するものとする。

8 その他

物品等の調達のほか、障害者就労施設等による庁舎内（出先機関含む）やイベント等での物品の販売のためのスペースの確保に配慮し、障害者就労施設等による販売機会の確保や施設製品のPRの推進に努めるものとする。

9 調達方針に関する担当窓口

柏市障害福祉課

附 則 この調達方針は、公表の日から運用する。

(別表 1)

区分	品目の例
物品	事務用品（封筒，事務用品，用紙等） 食料品（弁当，パン，クッキー，ケーキ，ジャム，うどん，お茶等） 手芸品（バック，和紙製品，手織り製品，ビーズ製品，キャンドル等） 工芸品（ペンダント，ブローチ等） 木工品（プランター，鳴子等） 陶芸品（花瓶，茶碗，小鉢，小皿等） 農産品（四季の草花，切花，花の苗，ドライフラワー，野菜等） その他物品（机，テーブル，椅子等）
役務	施設の清掃，除草，印刷，クリーニング，ポスティング，資源回収，分別イベント出店（陶芸，織物，紙漉き等の体験教室等，模擬店（うどん））等

(別表 2)

就労継続支援事業所 (A型・B型)	障害者総合支援法第5条第14項に規定され，一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに，知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
就労移行支援事業所	障害者総合支援法第5条第13項に規定され，一般企業への就労を希望する人に，一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
生活介護事業所	障害者総合支援法第5条第7項に規定され，常に介護を必要とする人に，昼間，入浴，排泄，食事の介助等を行うとともに，創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。（就労移行支援，就労継続支援，生活介護を行うものに限る）
地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第27項に規定され，創作活動又は生産活動の機会を提供，社会との交流等を行う事業所。
共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし，雇用される障害者や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認可を受けた会社。
重度障害者 多数雇用事業者	重度身体障害者を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
在宅就業障害者	自宅において物品の製造，役務の提供の業務を自ら行う障害者。
在宅就業者 支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

調達方針イメージ図

